

大阪府河内長野市 家族の絆 応援します

～令和2年4月1日スタート!～

近居同居促進マイホーム取得補助制度

- ★補助対象世帯 下記のア又はイに該当する世帯
ア. 申請日現在で、小学生未満（就学前）の子どもがいる世帯
イ. 申請日現在で、夫婦共に40歳未満の夫婦で子どもがいない世帯

- ★補助対象住宅
- ・延べ床面積50㎡以上の住宅
 - ・申請世帯の所有権割合が1/2以上の住宅
 - ・住宅ローンを利用して取得した住宅
 - ・令和2年4月1日以降に取得した住宅



- ★主な要件
- ・申請世帯が補助対象住宅に住民票を置いた時点で、既に祖父母、親又は兄弟姉妹世帯が1年以上市内に居住していること
 - ・申請世帯の住宅ローン額の合計が500万円以上であること
 - ・申請世帯の世帯員全員が市税の滞納をしていないこと
 - ・住宅の敷地を、法人から購入していないこと

- ★補助額 最大30万円（下記のとおりになります）

	近居	同居
市内転居	10万円	20万円
市外からの転入	20万円	30万円



- ※「市外からの転入」…申請世帯が、河内長野市外に1年以上在住していたこと
「近居」…申請世帯と祖父母、親又は兄弟姉妹世帯が、別々の住宅で河内長野市内に居住すること
「同居」…申請世帯と祖父母、親又は兄弟姉妹世帯が、1つの住宅で河内長野市内に居住すること

裏面もご覧ください

★お問い合わせ先★

河内長野市 都市づくり部 都市計画課 住宅・空家対策係
〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
TEL: 0721-53-1111 (代表)

補助対象世帯確認フローチャート

